

第259回電力・ガス取引監視等委員会（第1部）

議事録

日時：令和2年3月23日（月）15:00～15:43（公開）、15:43～16:47（非公開）

出席者：（委員）八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第259回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

きょうは、第1部が公開で、第2部が非公開ですけれども、第1部も議事録を公開するということで、コロナの関係で、議場には外部の方はお入りになれません。

それでは、本日の「議事次第」にあるとおりの議題ですけれども、資料の取り扱い等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、今、委員長からも説明がありましたとおり、議事は公開ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取り組みを講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けず、後日、議事録を公開することにしたいと考えてございます。

それから、第2部の4つの議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うことで、議事は非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載をする。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談をする。このような取り扱いにしたいと考えてございます。念のため、ご確認をいただければと存じます。

○八田委員長　それでは、今ご説明があったとおり、公開部分については傍聴者を受け付けない、第2部については非公開にすることについて、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

議題に入りますが、議題1は「託送供給等約款以外の供給条件の認可及び離島供給約款以外の供給条件の承認について」です。これは、田中課長からご説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料の3ページをごらんいただけますでしょ

うか。右肩に資料3と書いてある資料でございます。

「経緯」としましては、令和2年4月1日に、電力9社の託送供給等約款及び東北電力の離島供給約款の変更が適用になることに伴い、新たに特別措置の認可及び承認が必要となる案件でございます。

東電P Gを除く8社の送配電部門につきましては、4月1日に法的に分離をしまして、法的分離後の自社小売には、託送供給等約款が新たに適用されることから、それに伴い必要となる特別措置についての申請があったものでございます。それが、下記資料の特別措置の①～④となっています。また、従前の特別措置を引き続き同一の扱いとするための申請が、東北電力、中部電力及び九州電力からありまして、それらについては、下記特別措置の⑤、⑥、⑧、⑨となっております。

なお、東電P Gにつきましては、平成28年4月に既に分社化をしておりますので、その際に法的分離に伴う特別措置（下記特別措置①、②）については、既に認可を行っているところ、従前の特別措置を引き続き同一の扱いとするための申請があったということでございまして、また、災害に係る特別措置についても引き続き同一の扱いとするための申請があったということでございます。

総合いたしますと、①、②の措置につきましては、東電P Gにおいて既に適用されている措置でございますが、東電P G以外の各社については、4月1日に新たに分離をしますので、同様の措置を適用することが必要になるということであるとともに、東電P Gの託送供給等約款自体につきましても、4月1日に新たに出し直すことになりますので、それにひもづいている特別措置についても、改めて出し直しが必要になるといったことで、再度申請があるというものでございます。

3ページの2.の「申請内容」でございますが、特別措置の①につきましては、自社小売の接続対象電力量については、30分ごとに小売電気事業者等の需要に係る電力量を合計したものから、自社小売以外の接続対象電力量を合計したものを差し引いて算定するというところでございまして、4ページに行っていただきますと、託送供給等約款では、スマートメーターにより30分ごとに計量された接続供給電力量に基づき算定される、となっているところでございますが、自社小売の需要家には、従来型メーターで計量を行う需要家が多く存在するものですから、スマートメーターの設置が完了するまでの間、エリア全体の電力量から新電力の電力需要量というところで計算した値を用いて、同時同量を実施するといったところでございます。

これらにつきましては、現在東電P Gで行っている措置を東電以外の各社においても実施をするということでございます。

特別措置の②でございますが、こちらにつきましては、自由料金の場合、不払い等を理由とする供給停止については、小売事業者と需要家との小売契約は解除され無契約状態となった場合に、電気の供給を受ける根拠を失うことから、送配電部門によって電気の供給が停止されるところでございます。

これにつきましては、規制料金である供給約款の場合は、自由化前の需要家保護レベルを維持するため、不払い等を理由とする供給停止につきましては、供給義務を負う自社小売が小売契約を保持したまま供給停止等を行うことを認めたということで、ある意味、すぐに契約を切ることなく契約を維持した状態のまま供給停止を行うということを認めていまして、逆にいいますと、契約は維持されていますので、支払いが再度されれば、すぐに供給が復活をするといったことを認めているものでございまして、こちらについては、東電P Gでも同様に現在やっている内容でございますが、ほかの送配電会社についても、新たに同様の措置を認めるといった内容でございます。

③につきましては、北陸電力の申請でございますが、自社小売の需要家のうち、従来型メーターの供給地点の電力量につきましては、検針日における従来型メーターの読みと、前回検針日における従来型メーターの読みの差し引きにより算定し、30分ごとの均等配分を省略するといったものでございます。

こちらにつきましては、託送供給等約款では、「電力量は供給地点ごとに、30分ごとに計量された電力量」ということになっておりますので、30分ごとに計量することができない従来型メーターにより計量するときの電力量については、こちらは従来型メーターの読みの数値を30分ごとに均等配分して得られた値としているところでございます。

自社小売の需要家のうち、従来型メーターにて計量を行う供給地点の電力量を30分ごとに均等配分するシステムを構築するためには、新たに十数億円程度必要であるということです。その使用期間は、現行の託送システムの更新までの3年間に限定されることから、過度なコストをかけることなく託送業務を実施するため、30分ごとの均等配分を省略することを認めるものでございまして、なお、当該措置については、自社小売も了解しており、かつ、託送料金算定への影響はないということでございます。

続きまして、5 ページでございますが、④の措置、東北電力からの申請ですけれども、こちらにつきましては、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等が出された区域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る託送供給について、託送料金の免除等を実施するものでございまして、こちらにつきましては、避難指示区域内において小売契約を維持している需要家はいるわけですが、避難をしていますので電気の使用は発生していない。しかしながら、電気の使用はしていなくても、契約が存在をしますと基本料金については半額等の負担が発生しますので、それを免除する措置がとられているわけですが、4月1日から法的に分離をしますと、その部分についても託送契約が発生することになりますので、小売と同様に、その部分の託送契約について免除をするといった内容になってございます。

以下の⑤、⑥、⑦、⑧、⑨のところにつきましては、これは従来から継続していた特別措置ということでございますが、4月1日で約款が出し直しになることに伴い、その旧約款にひもづいていた特別措置についても新たに出し直す必要があるということで、措置自体については、従来の措置の継続ということに、⑤以下はなってございます。

以上の内容でございまして、審査の結果、認可及び承認することに異存がない旨を回答したいと考えております。なお、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、特別措置①については、スマートメーターの設置が完了するまでの間ということで、③については、託送料金算定の再構築完了時を期限とすることにしております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

北本委員どうぞ。

○北本委員 ありがとうございました。

①の特別措置ですけれども、高圧または特高圧が全てで完了しているかどうか、完了している場合には、高圧、特高圧については、特別措置を継続するのかどうかというところと、今、低圧のところがスケジュールで2023年ぐらいをめどに完了予定ですが、これについては、今のこの状況で少しおくれる可能性もあるかもしれませんので、これによって全国がおくれているのであれば、この状況をタイムリーで、こちらに報

告してもらうような形のお話があってもいいのではないかと思います。

○田中NW事業監視課長　ただいまの点について、特高、高圧については、これは基本的に30分では計量できることになっておりますので、ここで議論の対象となっているのは低圧の部分でございます。

スケジュールにつきましては、現在の予定では、8ページの「参考」にあるようなスケジュールで、とりあえずスマートメーターの設置は予定されているわけですが、こちらはあくまでも予定ですので、実際に導入するスケジュールの結果に基づいて、これらの特別措置も、当然実際のスケジュールに従って行っていくことになるかと思います。

○北本委員　私の発言の趣旨は、事業者にスケジュールを任せていると、多分そのまま流れていくと思いますので、今の予定と、おくれていく乖離を報告してもらったほうが、ある程度コントロールがつくのではないかと思いますということです。

○田中NW事業監視課長　はい。そちらについては、引き続きフォローしていきたいと思います。

○北本委員　そうですね。こちらからというよりも、あちらからちゃんとアクションを起こしてもらう仕組みのほうが、こちらも常に聞くというのも大変だと思いますので、という意味です。

あと、もう一つは、①のところは低圧のみというのは、特に文章にはないですか。なくても大丈夫、これは常識的にわかる話であれば……。

○田中NW事業監視課長　今回、新たに託送供給等約款ということで対象になるのは、今まで小売一貫体制であった旧経過措置料金のところ、今は、低圧以上のところに関しては、既に託送供給等約款はあるものですから、新しく託送供給等約款がつくられるのが低圧のところということなので、基本的に変化が従来あるのが低圧の部分ということになっています。

○北本委員　わかりました。それでは、その前提で読まないとわからないということですね。

○田中NW事業監視課長　そうですね。

○北本委員　わかりました。ありがとうございました。

○八田委員長　ほかにご意見ございませんか。

(意見等：なし)

それでは、今、北本委員がおっしゃったスマートメーターに関するスケジュールに関して、きちんと報告して、遅滞が余り起きないようにしたいという点があると思いますが、そのほかについては、事務局からご説明があったとおり、委員会として決定してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのように経済産業大臣に回答することにいたします。

さて、次は議題2ですけれども、これは、「電力広域的運営推進機関の2020年度予算及び事業計画の認可について」です。これも田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 資料4、130ページをごらんいただけますでしょうか。

「電力広域的運営推進機関の2020年度予算及び事業計画の認可について」でございまして、令和2年3月2日付で、広域機関から経済産業大臣に対して、2020年度予算及び事業計画における認可申請が行われまして、同12日に経済産業大臣より、当委員会に対して意見が求められたところでございます。

135ページで認可申請がなされているところでございまして、以下136ページ、137ページ、138ページの形で、2020年度予算に対する申請が出てきております。140ページからは、事業計画が記載されております。こちらにつきましては、131ページにあるような形で、各審査基準に従って審査を行いまして、①にあるとおり「予算に当たっては財務会計省令に基づいて作成されているかどうか」、②にありますとおり「広域機関が業務を適正かつ確実に実施するための必要十分な予算が計上されていて、それが会費、特別会費などを収入としているかどうか」、さらに③といたしまして「予算その他の費用に当たっては、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないかどうか」、⑤といたしまして「事業計画に当たっては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること」ということを確認していますが、具体的には「電事法28条40各号に掲げる業務に関する計画がきちんと記載されているかどうか」ということを確認いたしております。

これらの結果について審査をいたしましたところ、130ページの2. にありますとおり、予算及び事業計画について審査基準に照らして適正であることを確認しておりますので、委員会として、資料4-2のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたいと考えております。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局からご説明があったとおり、委員会として認可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたいと思います。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

3番目の議題は、「O C C T Oの業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」です。これも田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 右肩に資料5とありますが、150ページをごらんいただけますでしょうか。「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」でございまして、こちらも令和2年3月2日付で広域機関より経済産業大臣に対して認可申請があり、12日付で経済産業大臣から意見の求めがあったものでございます。

150ページの2.の「変更の主な内容」の記載をごらんいただきますと、「容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更」でございまして、容量市場の導入直後の小売電気事業者に与える影響を緩和するべく、2010年度以前に建設された発電設備については、一定期間まで発電事業者への容量市場からの支払額を一定の率で減額する経過措置を講じることになっているということでございますが、アグリゲート電源につきましては、複数の電源を組み合わせることで供給能力を提供するアグリゲーターとしての供給能力を評価するといったもので、個々の電源を評価するものではないということを踏まえまして、経過措置の対象外ということで整理をされたため、当該時点の変更を行うものでございます。

2番目につきましては、「東北東京連系線の増強工事の特定負担者の取り扱いに係る変更」ということでして、従来の連系線利用ルールにおいては、連系線の増強工事の費用の一部を負担した事業者（特定負担者）については、その負担額に応じて当該連系線を優先的に利用できることになってございまして、東北東京間連系線の増強工事における特定負担者の取り扱いというのも同様となっております。

しかしながら、間接オークションが導入されたことに伴いまして、特定負担者は、

連系線の優先的な利用ができなくなったところ、国の審議会におきまして、特定負担者は一定期間（40年もしくは電源の廃止までの間）、前日スポット市場における東京エリアと東北エリアのエリア間値差相当分を受け取ることができるということで整理されたため、当該変更を行うものでございます。

「その他の変更」ということですが、1つ目は、東京東北間の連系線につきまして、運用容量拡大のために、短工期対策として実施をした500kVの相馬双葉幹線と275kVのいわき幹線の常時運用が2020年度から開始されることになり、相馬双葉といわきの2つでつながる形になりますので、連系線の管理につきまして、回り込み潮流を考慮したフェンス潮流ということで、フェンス潮流にて管理をするよう規定を変更するものでございます。

次に151ページですが、東京中部間の連系設備（F C）について、2021年3月から新たに飛騨信濃周波数変換設備が運用開始となるものですから、この連系線の管理対象として飛騨信濃周波数変換設備を追加するといったものでございます。

以上の変更案の内容につきまして、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されることから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答したいと考えてございます。

以上ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容について、質問、ご意見ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、委員会として経済産業大臣に、今の説明のとおり認可することに異存がない旨、回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのように回答することといたします。

次は議題4です。これは、「卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」、黒田室長からご説明をお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長 212ページ、資料6「卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」でございます。

「趣旨」ですけれども、一般社団法人日本卸電力取引所（J E P X）は、電事法上の規定に基づきまして、業務規程の変更を行う際には経産大臣の認可を取得することとされておりまして、今般、業務規程の変更について意見聴取が行われたことから、その審査をいただきたいということでございます。

具体的な内容につきましては、資料 6－1、232ページ、パワーポイントの資料をごらんいただければと思います。まず 2 つ目の・の 2 行目、今般、非化石価値取引市場において非 F I T 非化石証書の初回オークションが開始されることに伴いまして、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるということでございます。

このため、2 月 21 日に J E P X から経産大臣に対して業務規程の変更認可申請が行われました。この申請に基づきまして、3 月 18 日付で経産大臣から電取委に意見照会が行われているということございまして、今般の変更認可申請についての審査基準への適合性の審査をお願いしたいということでございます。

ちなみに、その審査基準につきましては、電事法の施行規則におきまして、業務の適正かつ確実な実施において適切かどうかという観点からの審査をいただくということでございます。

5 つ目の・でございますけれども、非化石価値取引については、電力の取引ではないため、委員会の監視対象ではない。すなわち資源エネルギー庁が監視をしていくことになっていきますけれども、他方で、非化石価値取引市場の運営につきましては、J E P X の市場開設業務に含まれるということですので、取引所が運営するスポット市場、時間前市場等における取引に影響がないかという観点からの確認が必要となるところでございます。

今般の業務規程の変更につきましては、従前より既に F I T 非化石証書というものは取引をされておりますので、そこに非 F I T 非化石証書を新たに商品として追加をするに伴う規定の変更にとどまっておりまして、非化石価値取引市場の運営が J E P X の財務や運営体制に悪影響を及ぼす可能性は低いことから、問題はない旨を確認しているところでございます。

次のページで、具体的な「改正ポイントと審査基準」ということで、以下 6 項目においてみてございますけれども、このうち上 2 つの「取引参加要件」、「入会金等」につきましては、F I T 非化石証書と同様、それから、下 2 つの「預託金」と「売買手数料」につきましても、F I T 非化石と同様となっております。

3つ目の「入札方法等」につきましては、F I T非化石は売り入札はG I Oが行っているところを、今回の非F I T非化石については、売り入札は発電事業者が行うということですとか、もしくは「約定」については、非F I T非化石はシングルのプライス、F I T非化石はマルチプライスということで、今回は、こういった変更に伴った規定の変更に限っているということでございますが、こうした点を審査をした結果、先ほどの業務の適正かつ確実な実施の上での適合性を確認しましたので、審査基準との関係では適合すると思っております。

説明は以上になります。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質問、ご意見ございませんでしょうか。

これは、取引所が、特に競争にかかわる電力の取引に関しての市場の運営をしているけれども、それ以外の、ある意味では政策、環境政策に基づくこともやっている。そうすると、広い意味での経済産業省がやっている政策の2種類の政策両方とも担当しているわけですが、その取引所の監督の直接の責任はどちらにありますか。両方ともにそれぞれ競争的部分のうちで、政策的な部分はエネルギー庁というふうに分かれているのでしょうか。それとも、一応こちらが監督していて、ちょっと軒を貸しているという感じですか。

○黒田取引制度企画室長 業務規程変更申請の認可はエネルギー庁がやることになっておりますが、その点については、当委員会が業務の適切性、財務の健全性の観点からは意見聴取の対象になって、その点を審査していると。

○八田委員長 なるほど。それでは、向こうが運営をもっていて、こちらがちょっと軒を借りているというか、一部の機能について適正にできているかどうかをチェックする、そういう感じですかね。

○黒田取引制度企画室長 そうですね。

○八田委員長 わかりました。

もし、仮にF I Tとか非F I Tとかいうような環境関係のことが、もし向こうになれば、元来はうちがみてもいい、主な責任をもってもいいところではないですか。

○黒田取引制度企画室長 考え方としては、そのようにしていくことが、今後あり得るということかもしれませんけれども、現行はこのような……。

○八田委員長 わかりました。

○稲垣委員 スライドの232ページ、参考資料6－1です。その一番下ですけれども、「取引所の財務や運営体制に悪影響を及ぼす可能性は低く」とありますけれども、財務については、一応ここで毎年の予算・決算でしたか、あれをみているわけですが、財務に悪影響を及ぼす可能性は低い」と判断した、その理由というか根拠は何ですか。

○黒田取引制度企画室長 そういう意味では、233ページに書いてありますような、実際の取引の態様ですとか、その預託金ですとか手数料も含めて、それをどういう形でJEPXの運用としてなされていくかというところは確認をしております、FIT証書については、現状、処理をしている実績もございますし、非FIT非化石は、こういう形で取引をされることを聴取した上で、今の運営体制上も、これは問題なく処理できるであろうということは確認をした上で、こういった審査をしているということでございます。

○稲垣委員 わかりました。

○八田委員長 つまるところは、未払いが起きたときに対応できるかどうかということですか。

○黒田取引制度企画室長 そうですね。預託金ですとか、そういったところを……。

○八田委員長 そういうことですね。

ほかにございませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として認可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

○田中NW事業監視課長 済みません、議題1に関して補足説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○八田委員長 お願いします。

○田中NW事業監視課長 議題1の「託送供給等約款以外の供給条件の認可及び離島供給約款以外の供給条件の承認について」でございますが、特別措置の①のところで、北本委員から、この措置については低圧に限られているのかというご質問があっ

たところでございますが、こちらの措置につきましては、自社小売に託送約款が適用されていなかったという意味においては、これは、低圧に限らず高圧、特高も同様ということでございますので、私、先ほど特別措置のところの適用が、これは低圧のみに限定をされているということで申し上げましたが、この規定上の形でいうと、特に低圧に限定するような形の内容にはなっていないということで訂正をさせていただきたいと思います。

ただ、実態ということでいきますと、高圧、特高においては、30分で計量できるスマメは、全部設置はされているということでございますが、こちらの特別措置自体では、ご指摘のとおり、特に低圧にということでは書いていないのはおっしゃるとおりでございます。

以上、補足でございます。

○北本委員 ありがとうございます。

実務上は、特高と高圧は差し引きで求めているのではなくて、それぞれきちんと計数したものでやっているのです、ここには含まれるけれども、実務はちゃんと、ということですか。

○伊藤小売取引検査管理官 実務上は、ここに書いてあるとおり全体から全体を引くということですね。

○北本委員 そうですね。そうすると、このスケジュールがおくれると、特高も含めたスケジュールがおくれるので、やはりそこに引っ張られるのは、ちょっと疑問がありますね。終わっているところだけでもやったほうがいいのか、そういう理論はないのでしょうかというところが質問したかったところです。

○八田委員長 無意味におくれるわけですね。

○北本委員 1社でもできていないと、全てがおくれるのではないかというのが質問でした。

○田中NW事業監視課長 措置自体は各社ごとにスケジュールがあるので、これの措置には、それぞれのスケジュールがありますので、終わったところからやっていく……

○恒藤総務課長 北本委員がおっしゃっているのは、低圧がおくれることによって特高や高圧もおくれるのは避けたほうがいいよねということをおっしゃっているわけですね。

○北本委員　　そうです。それもありますし、それぞれを東京管轄で全てが終わっていたとしても、例えばどこかが終わっていなかったら日本全国終わらないのでしょうか、そういうことではないですか。

○田中NW事業監視課長　　ということではないです。それは各社ごとということですね。

○北本委員　　それは、各エリアで完結できるということですね。

○田中NW事業監視課長　　それは、それぞれに対する許可ということになっていきますので。

○北本委員　　わかりました。やはりその点は、少し検討の余地があるのではないかという気がいたしました。

ありがとうございました。

○恒藤総務課長　　次に私から、前回の委員会から、きょうの委員会の間に、緊急書面開催を2回実施させていただきましたので、その報告をさせていただきます。

お手元に251ページから資料がついてございます。毎回、委員会が回答するたびにプレスリリースを出しておりまして、251ページに1件目のプレスリリースをつけてございます。

251ページが1件目でございますが、内容はみていただければと思いますけれども、経済産業大臣から、関西電力に対します業務改善命令につきまして、意見がありますかという意見聴取が来ておりまして、それについて「異存はありません」という回答をしております。

これは、法律上、大臣が業務改善命令をする場合には、内容いかににかかわらず当委員会の意見を聞くという制度になっておりますので、意見を聞かれたものでございまして、3月16日に意見を求められ、即日で回答をしております。

それで、大臣からは、後ろについているような内容の業務改善命令を行ったということでございます。

この業務改善命令の中に、その下をみていただきますと、256ページに、3月末までに、この業務改善命令に基づいて業務の改善計画を提出しろということになっておりますので、今月中に関西電力からは、これを受けた業務の改善計画が出てくることになっておりますので、それが提出されましたら、また委員長並びに委員の皆様にも共有していただいて、それを踏まえて当委員会として、何か追加的な対応が必要である

かどうか、議論をしてみたいと考えてございます。これが1件目でございます。

それから2件目は262ページでございます。これは「新型コロナウイルス対策について」でございます。これは、政府全体として、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生活不安に対応するための緊急措置を3月18日に決めておりまして、その中で、電気及びガス料金の支払いに不安を感じておられる方に対する対策を講じることが決まったことを受けまして発出したものでございます。

これについては、経済産業大臣から電気の小売事業者、送配電事業者並びにガスの小売事業者とガス導管事業者に対して対応するようにという要請が出されております。それを受けまして、制度面の対応ということで、262ページにございますように、電気及びガス料金の支払いについて、1カ月間の支払い期日の繰り延べを一部の方々に対してやるという措置を、まず一つは経過措置料金について講じる。要するに小売の規制料金について、そういうのを講じるということと、それから、同様なことを新電力にも対応するように要請をしておりますので、その新電力がそれに対応しやすいように、託送料金においても対応できるようにするという内容になってございます。

これについて、その要請を受けた各社から、これは約款外の対応になりますので、約款によらないでこういうことをやっていいかという申請がありまして、これについて、大臣から意見を求められたものでございます。

これについても、委員会として「異存がない」という旨の回答をしております。

後半に申し上げた内容は、旧一電各社と東京電力パワーグリッド、ガスについては、本省が所管しております東京ガス、東邦ガス、大阪ガス、西部ガスから申請がありまして、その認可をしております。実は、本省所管のガス事業者はもう一社、東部ガスがございまして、きょう申請が出てくる予定になっておりますので、この後、大臣から意見聴取が来次第、書面で皆様にお諮りをさせていただきますので、済みませんが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

この間に実施させていただきました書面開催の結果のご報告でございます。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

これで終了ですが、今のことについては、何かコメントございますか。

(コメント等：なし)

それでは、これもちまして第1部を終了いたします。

——了——